

吹田民主商工会 いんぷお め~しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

新型コロナウイルス対策緊急要請書に

吹田市から回答がありました

3月30日付で吹田市に提出した新型コロナウイルス対策の要請書への回答が届きました。今週は融資制度・中小業者支援、国保について掲載します。次回は国保(続き)と税金、国への要望に対する回答を掲載いたします。

(1) 融資制度について

① 融資制度の創設 (担当: 地域経済振興室)

市のあつせん融資制度自体が大阪府の制度融資の利用枠の一部を借りて運営しているため、独自の融資制度を新設、拡充することは難しいと考えています。資金繰りが厳しい状況にある中小企業者が利用しやすい保証制度の新設や、市場金利の低下など経済情勢に合わせ、融資利率の引き下げや条件の緩和など更なる充実・改善を図るよう国及び大阪府に要望してまいります。

② 大阪信用保証協会への要望 (担当: 地域経済振興室)

大阪信用保証協会においては、事業者の実情に応じた対応を行っているものと認識しておりますが、大阪府の各種制度融資において、信用保証料について、より低い料率を適用するとともに、範囲の拡充を図るよう大阪府に要望してまいります。

(2) 中小業者への支援について

① 固定費の補助 (担当: 地域経済振興室)

国及び大阪府の経済対策や他市の動向も注視しながら、市独自の支援施策を検討してまいります。

② 最低生活費の保証 (担当: 地域経済振興室)

国及び大阪府の経済対策や他市の動向も注視しながら、市独自の支援施策を検討してまいります。

(3) 税・保険料などについて

① 国保「府内統一化」に反対していただくこと。高すぎる国保料を引き下げていただくこと。(担当: 国民健康保険課)

国民健康保険料の標準保険料率が適正なものとなりますよう、大阪府の広域化調整会議、ワーキンググループの動向を注視しつつ、大阪府への働きかけを行ってまいります。

② 所得減少減免を活用していただくこと。災害減免を適用すること。(担当: 国民健康保険課)

新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少については、所得減少による減免として適切に行ってまいります。

③ 短期証の取り置きはやめ、すべての世帯に郵送すること。資格証による受診があっても短期証とみなし対応すること。(担当: 国民健康保険課)

短期被保険者証は、未納保険料の納付に協力が得られない世帯に対して交付を行っているもので、保険料の納付相談及び納付指導の機会を確保するためのものであることから納付相談後に窓口交付しているところですが、今年度につきましては新型コロナウイルスの感染拡大防止策として被保険者の来庁を控えていただくために短期被保険者証を全件郵送することとしていきます。資格証につきましては、本市は発行しておりません。

特別定額給付金 (仮称)

前回、生活支援臨時給付金(仮称)についてお知らせしましたが、受給要件が厳しすぎると世論の反対があったことから取りやめになり、一律10万円の給付制度が創設されることになりました。総務省ホームページから確認できる内容をご紹介します。ただし前回同様、内容が変更されることもありえますのでご了承ください。

給付額 給付対象者1人につき10万円

給付対象者及び受給権者

給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者
受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

申請方法(郵送申請方式)

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

※オンライン申請方式もありますが、マイナンバーカード所有が必要です。

申請開始日 未定(可能な限り迅速に) 申請期限 3か月

介護保険料の減免制度について

65歳以上の方には健康保険とは別に介護保険料の納付が必要となります。この介護保険料にも吹田市では減免制度があります。「災害や失業による減額」と「生計を維持するために行う減額」の二種類あります。

災害や失業による減額(吹田市HPから参照)

第1号被保険者や、世帯の生計中心者が、災害・失業・入院などの事情により収入が減少し、保険料の納付が著しく困難であると認められる場合。

生計を維持するために行う減額(吹田市HPから参照)

次の要件のすべてに該当する場合には、申請により保険料の減額を受けることができます。

- ① 本人を含め、世帯員全員が市民税非課税(生活保護受給者を除く)
- ② 世帯収入の年間合計額が150万円(2人以上の世帯の時は、2人目から1人につき50万円を足した金額)以下
例) 2人世帯の場合 150万円+50万円=200万円
- ③ 他の世帯に属する者から扶養を受けていない
- ④ 世帯の預貯金等の合計額が350万円以下
- ⑤ 自己の居住用以外に活用できる不動産がない
例) 自宅以外に借地を所有している

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！